

《資 料》

シャルル・デュ・ムーランの賃租概念論*

藤 田 貴 宏 (訳)

〈1. 択一は相異なるものを前提とするが、ここではそれらが類と種の間の相違として提示されている。〉第一に問題となるのは、土地領主と賃租領主、そしてまた、賃租と、地租や土地税とに違いがあるのか、違いがあるとすればそれは如何なる違いか、である。これらの語句は、これらを中心に論じる本章において、頻繁に見出され教示されており、要するに、本章の全体の核心がこれらの語句に関わっているのである。一見、これらの語句には違いがあるように見える。というのも、それらの語句は、択一、つまり、〈あるいはまた〉によって常に分かたれていて、それが択一の効果を発揮するためには、選言命題であることに加えて、相異なるもの間に配置されねばならない。なぜなら、択一は、少なくとも二つの相異なる徹底して相容れないもの、つまり、配列につい

* 以下は、シャルル・デュ・ムーラン Charles Du Moulin (1500-1566年) の『パリ慣習法 注解 第二部 *Secunda pars commentariorum analyticatorum in Consuetudines Prisienses*』(1558年初版) から、旧パリ慣習法 (1510年成文化) の第2章「賃租地並びに領主権について *De censive et droicts seigneuriaux*」第51条 (=改訂パリ慣習法 [1580年] の第73条。但し、冒頭の文言「パリの市、プレヴォエ区、副伯領の慣習法によれば *par la Coustume de la Ville, Prevosté, Vicomte de Paris*」は改定時に削除。) の文言「土地領主あるいは賃租領主 *seigneur foncier ou censier*」に付された「第一注釈 *glossa prima*」の試訳であり、同『現存する著作全集 *Opera quae extant omnia*』第1巻のバリ刊初版 (1612年) の1323-1330頁に依拠した。内容については、拙稿「定期金の概念と類型(2)」(獨協法学第86号) のIIを参照されたい。

て何れも同じように主位に立つものを必ず前提としているからである【学説彙纂第2巻第14章「合意について」第27法文第6節及び同節標準注釈、学説彙纂第45巻第1章「言語による債務関係について」第128法文及び第75法文第8節、その他類似の法文の趣旨】。

〈2. 頻繁に繰り返されるほど一層重要と見なされる。〉次に、語句は無駄に用いられないようにすべきであり、勅法彙纂第一序文第2節にあるように、法律ではそのようなことはできるだけ回避されねばならない。そこで、同じ語句が頻繁に繰り返されている場合には無益で無用な言明とは見なされず、クレメンス集第3巻第12章「保護権について」第1節の文言「司教区」への標準注釈、第六書第1巻第3章「答書について」第14節へのゲミヌス・ピリップス・フランキスクスの注釈、前記第20条第3注釈第6番にあるとおり、重要なものとして繰り返されていると言える。先に述べておいたとおり、ここでは、語句が二つ重ねて肯定的に反復されているのであり、本条では、「土地領主あるいは賃租領主」、「その賃租地あるいは領地において」、次の第74条では、「何らかの賃租あるいは地租」、第78条では、「賃租領主あるいは土地領主」、が、旧第59条と旧第60条も含めて、そうである。そして、慣習法全体において繰り返されている様々な語句からもそのように解される。

〈3. 土地領主と賃租領主は異なるのか。〉土地領主と賃租領主、そして、土地の税乃至定期金や地租と賃租との間には、類と種の違いが存するにすぎないと解され、このように特殊な意味に解された賃租は、前記本章表題注釈第37番で述べたように、王国の一般慣習法上もそう捉えられており、これがまさに真実である。すなわち、土地領主とは、土地と当該土地の上級かつ原初的な所有権の故に、封の権利、賃租の権利、永借権その他、この種の何らかの権利の授与者となるあらゆる上級所有権者である。これに対して、賃租領主とは、上記概念の類に服する種である。同様に、土地税や地租とは、土地に関して上級所有権者に帰属する税や定期金全てであるのに対して、前述のとおり本章で特に用いられる賃租はその一種である。〈土地の〉という形容の語源も以上の見解を支えとなるし、次のような一般的な用語法も支持されている。それによれば、永代賃借上の定期金だけではなく、定額定期金のための譲与による単純な定期

金もまた、一般に、〈土地の〉収益あるいは〈土地の〉租税と呼ばれていて、同じく、〈土地の定期金〉という周知の名称が、上級あるいは原初的な所有権を根拠とする土地からの定期金全てを示す一般的概念となっている。

〈4. 同上。〉以上のような語句に関する我々の探究はもしかすると現実的ではなくほとんど役に立たないように見えるかもしれず、そうであるとすれば、上級所有権者で土地領主である者が、何らかの土地を永代賃借のために譲与するような場合に、自らに支払われるべき土地の定期金に関して、土地領主と賃租領主が同等に主位的に位置づけられている本章の特権や利益を享受できるかどうか、如何なる思慮をもってしても判断できないことになろう。もしこれを否定するならば、永借地領主は賃租領主ではなく、(それ故)特に賃租は受領できないことになる。その上、あり得ないとまでは言えない次のような別の問いが残されている。それはすなわち、賃租領主自身、このように狭くかつ特定の解するならば、狭くかつ特定の解された賃租そのものについてだけではなく、賃租に加えて、ほとんど同じような土地の最初の譲与と授封に基づき支払われるべき定期金に関して、本章の特権や利益を享受し得るかどうか、である。この点については、既に述べた点や、次の第74条の文言「その他の賃租や地代」からは肯定されるように見えよう。

〈5. 同上。〉簡単に答えておけば、我々の通俗的でフランス人に共通の用語法に従う限り、前記第3番で述べた相違が真実である。というのも、〈ケンスス〉という語が、別の場合に、前記本章表題注釈の第18番や第19番でみたとおり、地租よりも広い意味となるとしても、フランス人にとってそれは、明確で独自の領主権を特に意味しており、それ故、土地の税は類となっている。しかし、ここでは、このように類と種の間には設けられた選択は叙述の内に解消されている。これは例えば、勅法彙纂第2巻第4章「和解について」第40法文と同法文への標準注釈、バルトルスその他の諸博士の注釈、同第41法文の文言「合意あるいは和解に対して」及び「合意あるいは和解による約定事項」、学説彙纂第12巻第1章「確定物訴求時の貸与物について」第14法文へのピリッス・デキウスの注釈第6番、マッタエウス・アッフリクトゥス『ナポリ王国神聖顧問会判決集』判決106末尾に見られる場合と同じである。学説彙纂第9巻第2章「ア

テイリウス法について」第2法文の文言「四足獣あるいは家畜」と同標準注釈も同様であり、そこにあるとおり、このような準則は題材に相応しい限りにおいて妥当するのである。

〈6. 同上。〉以上のことは、第一に、「賃租及び領主権（定期金及び定期金権利者）について」と端的に述べる本章表題によって裏付けられているし、次の第74条の文言「地所」も、賃租あるいは賃租定期金に関するものと解すべきであって、他の土地税や地租に関わるとは解すべきではない。学説彙纂第18巻第2章「期日移転条項について」第16法文、そして、同第12巻第1章や第45巻第1章、法学提要第4巻第6章「訴権について」の各表題への多数の博士の注釈にあるとおり、条文は表題に整合すべきであり、表題は法について推論し解釈を導く拠り所となる。第二に、本章全体の文脈によってもそうである。すなわち、本章では、承認礼金や賃租権が、本条のように「土地領主や賃租領主」に、あるいは、後の諸条文〔旧第55条＝第78条、旧第58条、旧第59条、旧第60条、旧第61条〕では「賃租領主や土地領主」に、同じように区別無く付与されているだけでなく、第76条、第77条、第86条におけるように、単に「賃租領主」に対して、本章で扱われる全ての領主権が付与されているのである。そして、賃租領主と土地領主に両者組み合わせる言及がある場合でも、本章においては土地領主それ自体について述べられることは決して無く、第74条、第76条、第77条、第86条のように、至る所で賃租領主そのものについてだけ述べられている。以上から、本章において土地領主とは、賃租領主に限定され、単純に賃租領主という趣旨に解されているものと推察される。

〈7. 同上。〉第三に、第78条、旧第59条、旧第60条の文言からは一層明白に裏付けられる。というのも、これらの条文では、賃租領主と土地領主に両者組み合わせる言及されるが、そこに言う不動産とは単なる賃租地であり、その領主の賃租が課されているだけで、もう一方の選択肢にあたる何らかの地租や土地税その他別の名称のものの負担が課されているわけではないからである。従って、「土地領主」という文言が、本章では、広義ではなく、狭義かつ我々の慣行に忠実に捉えられた賃租領主に特定して解されているのであって、これは、ブルボネ慣習法第392条以下や他の幾つかの慣習法の場合と同じである。

とはいえ、この問題については、「土地領主」という語句を用いず、「賃租領主あるいは賃租権利者」という語句のみを用いる慣習法の方が多い。

〈8. 同上。〉もしそうでなければ、賃租領主ではない者(例えば、永借地領主、この者は真正かつ本来的な土地領主であり、まさに地租がこの者に対して支払われるべく、土地に基づき上級所有権の承認故に義務づけられる)であっても、賃租領主と同様に、土地保有者交代承認礼金を請求し、地代の支払がない場合に目的物の果実を差し押さえ、その他本章で定められている領主の全ての権利や便宜を享受し行使できることになってしまう。これは誤りであり、一般的な慣行にも慣習法の趣旨や文言にも反する。慣習法の文言は、上記のごとく厳密に解された賃租領主や賃租についてのみ確認され適用され得る。同じく以上から、次の第74条の文言「地所」や「地租」も広義ではなく、賃租権や賃租定期金という趣旨にのみ狭く特定して用いられている。

〈9.〉以上が当慣習法の真の趣旨であり、賃租領主や賃租を狭義に解することは、本章表題注釈第20番で既に述べたとおり、(当慣習法の通用地域は言うまでもなく)王国全体に共通の慣行でもあるし、賃租に関わる特権、権利、利益がこの賃租領主にのみ、賃租のために付与されるということもそうである。そして、ここでの言明が選択的ではなく叙述的であることは、前記第2番に引用した条文以外にも、後記旧第61条の文言「賃租領主や土地領主」からも裏付けられる。このように、慣習法は、同位乃至同義の名称を示すために、ある時は選択を、ある時は連結を、区別無く用いるのである。

〈10.〉ここから更に以下のことが明らかとなる。すなわち、領主が一定区画の土地を(フランス語で非常にありふれた文言を用いれば)「純粹かつ主要な賃租として2デナリウス、年払いの土地定期金として5スーで」譲与したとする。これによって私は最もよく見られる形式を例として挙げたことになる。この場合、たとえ同じ初めての譲与であって、しかも、同じ期日に同じ場所で支払われるべきものであるとしても、賃租と定期金がともに義務づけられることになる。ただし、債務者が賃租を支払う一方で、定期金を支払わなかった場合であっても、当慣習法の効力として、つまり、賃租領主の実力と権能の下に、定期金の不払いによって違約金を支払うことはないし、これを理由に土地や果

実の差押えを受けることもない。確かに、賃租義務者が、公正証書や誓約書によって上記定期金を義務づけられた場合には、後に第15章で述べるとおり、当該誓約書中の執行や強制を受けることになるが、この誓約書は、次の第74条注釈第64番で述べるとおり、本章の問題とは関連性はない。一方、定期金のみが支払われ、賃租が支払われない場合には、次の第74条に定められたものを始め全ての賃租上の制裁に服することになる。

〈11.〉それでは、何れの支払いもない場合、領主は、賃租と定期金の不払いを理由に差押えを為すことはできるのだろうか。解答：領主が賃租の支払いにより差押えが軽減されるであろうと表明している場合には、損害や費用を賠償する必要はない。しかし、賃租の支払期限に正しく提供しない限り、この期限から損害と利害関係が発生するので、賃租義務者はこれらについて義務づけられるし、一年分の賃租を供託しあるいは適切に提供したとしても、履行を求められている約束の遅延の損害は義務づけられることになる。これは次の第74条第1注釈第118番以下で詳しく述べたとおりである。

〈12. 領主の賃租は一義的で単一のものである。〉第二に問題としたいのは、実務におけるこれらの概念の明解な知識に照らして、何種類の賃租が存するのかわかり、その上で、表題注釈第20番で指摘したような、我々の厳密な意味での賃租について述べることにする。というのも、古い証書、授封文書、更新文書、財産目録、会計文書には、フランス語で言えば、「主たる賃租」、「少額賃租」、「高額賃租」、「追加賃租」その他、この種の無数の名称が見出されるため、当慣習法に見られ表題注釈の上記箇所「第五に云々」で述べたような狭い趣旨に解したとしても、多くの種類の賃租が存しているように見える。しかし、これらの賃租は全て一つの独自の種であって、複数の種に分類することはできず、ただ多くのものに区分することができるに留まると解すべきである。つまり、独自の違いを決して設けることのない性質、特約、偶然の要素その他の事情に由来する違いであると考えられる。

〈13. 賃租並びに封の定義。〉同様に、封もまた、(種別の多くに見られるような)固有で本質的な区別によってではなく、偶然的な要素を介して区分されるが、そのような封の種類は、前章「封について」第1条第6注釈や第3注釈

全体で見たとおり、賃租よりもはるかに広範に及び、極めて多くの封に区分され細分化されている。そして、我々がここで論じる種の賃租の類は領主権であり、賃租に固有なものあるいは基底的な識別点とは地代である。これと論理的に対応させて言えば、封の類は領主権であり、封に固有なものあるいは特徴的な識別点とは、忠誠、つまり、忠節と臣従と一般に呼ばれているものである。

〈14. 承認礼金が伴わない賃租はあり得るが、地代の伴わない賃租はあり得ない。〉また、封は、交代礼金乃至承認礼金（これらは我々の下では封の本質に内在するものではあるけれども）を伴わないことはあり得るし、臣従宣誓を伴わないことさえあるが、前章表題注釈の末尾や同第2条第4注釈冒頭で既に述べたとおり、忠誠を伴わない封はあり得ない。これと同じように、賃租は、承認礼金や違約罰（ただしこれらは当王国では賃租の本質に通常内在している）を伴わないことはあり得るが、支配の承認故に賃租領主権に基づき支払われるべき毎年あるいは他の期限による地代を伴わない賃租はあり得ない。

〈15. 別個に増額される賃租は賃租ではなく土地定期金である。〉一般に「主たる賃租」と呼ばれているものが真正な賃租であり、二つの仕方で識別される。第一に、「追加賃租」あるいは「副次的賃租」との相違であり、この点でも更に二つ仕方で識別される。まず、この副次的負担は主たる負担への追加として課されるものであり、両者は同じ一つの賃租であり（論拠となるのは学説彙纂第23巻第4章「嫁資に関する合意について」第26法文第2節の文言「追加して供された嫁資の部分も分離されない」）、これは二倍に増額された賃租が、その増額にもかかわらず同じ一つの賃租であるのと変わらない。これが正当な原因の下に為され得るのは、賃租を増額する地所管理人によって為された譲与を上位者が承認する場合かあるいは、従来の部分が依然主要な本来の賃租と呼ばれてはいるが、徐々に他の負担に付加され増額の限界まで達するような場合、である。他方、副次的負担がそれ自体として別個に課されるならば、それは実際には賃租ではなく、土地定期金である。第二に、「主たる賃租」は、「分割賃租」あるいは分割による「少額賃租」との相違によって識別される。例えば、一つの譲与により30スーの賃租で引き渡された農場が、その後、相続人あるいはそのまた相続人の間で三十の区画に分割され、それによって不利となる領主もこ

れを黙認した場合、各人につき1スー支払う義務を負うことになり、これが「少額賃租」と呼ばれ、「主たる賃租」つまり授封された総体としての賃租から区別されているのであり、こちらは、慣習法上、「高額賃租」と称されている【サンス慣習法旧第18条、新第20条】。ただし、「少額賃租」と呼ばれるものが「主たる賃租」と同じで、今述べた「高額賃租」乃至「重賃租」から区別される場合、つまり、ある土地全体が1デナリウスの「主たる賃租」乃至「少額賃租」、並びに、10スーの「高額賃租」乃至「重賃租」で譲与されるような場合、1デナリウスの方が真に本来的で、ギリシア語でより簡潔に言えば、「土地の(グユエーシオス)」賃租であって、10スーの方は土地定期金であり一種の物的権利にすぎず、本章で扱われる承認礼金の権利、違約罰としての差押えや授封の効果を生じさせる領主権ではない。そのような権利に対応するのは先に述べた1デナリウスの債務である。

〈16. 「主たる賃租」とは何か。〉確かに、この種の賃租は多くの場合僅かな額で設定されており、また、設定されねばならない。というのも、ここで考慮されているのは、学説彙纂第19巻第2章「貸主訴権及び借主訴権について」第19法文へのバルドゥスの注釈第2段末尾が考えているように、(僅かながら)支払われているものではなく、支払いの性質であって、これこそ重大で、支配の承認と臣従を示すものであるから。更にまた、授封の内容に応じて、例えば、総額で10スーや20スーに及ぶ大きな額、あるいは、各耕地毎に一定量の穀物、あるいは、一定住居毎に10リーヴルの収穫物が納められているような場合であっても、賃租が金銭によるのか果実その他のものによるのかは重要ではなく、それどころか、(その旨取り決められている限り)花や鳥などのささいなものでもよい。

〈17. 「十字賃租」とは何か。〉譲与が、賃租か定期金かの区別無く、例えば10スーの賃租及び定期金で、あるいはまた、非常によく見られるように、賃租あるいは定期金という具合に選言的に為されたならばどうであろうか。簡潔に答えるならば、選言的か連言的か何れの仕方でも表現されようとも、それは重要ではない。なぜなら、何れの場合においても、譲与者の意図は、単なる定期金のために与えるのではなく、賃租権を留保することにあり、それ故、ここでは、

扱一は連結に相当し、混合された譲与が存するからである。ただその場合、賃租という趣旨が、語句の順序において先行しているにせよ、後続しているにせよ、いわば優越的なものとして妥当し、全ての効力を保持し、無差別に言明された語句の意味となる。つまり、合意された内容全体が、領主の賃租にも土地の定期金にも妥当するのである。また、「10スーの賃租及び追加賃租」や「10スーの十字賃租あるいは定期金」と表現された場合も同じであり、「十字(クロワ)」という文言は、増加分の賃租を意味すると巧妙に主張する人々も多いが、これは注意が足りない。というのも、この文言は、昔の人々によって1デナリウスの賃租に付け加えられたのは確かだが、賃租の支払いを一定額の金銭によることを定めるものであり、それが片側に十字で表示されているのである。

〈18. 封臣は下位授封できるが賃租義務者は賃租としての譲与はできない。〉
第三に問われるのは、賃租義務者が他人を賃租義務者にできるかどうか、である。なお、賃租地全体がその負担と共に他人に移転され得るのかについては、何も権利が留保されないにせよ、留保されたとしても、それが賃租の権利ではない限り、土地定期金その他如何なる土地税であっても、問題になることはない。というのも、この場合、別の賃租義務者を確保しているのではなく、賃租義務者であることを止めているのであって、賃租上の従属的権利が土地と共に他人に移転するのであり、一般慣習法上、このようなことは領主に伺いを立てることなく行うことができる。しかしながら、賃租義務者が賃租地の全てあるいは一部を、あたかも賃租領主であるかのように領主権に基づいて自らに一定額の賃租が支払われるべく、その他の賃租上の諸負担とともに、他人に譲与できるのかどうかは、問題となる、一見、封について、ロンバルディアの慣習法【前章第35条注釈第5番で述べたように、封建法書第2巻第9章「かつて封は如何にして譲渡されていたのか」第1節及び【同第5章第1章】「恩貸地に関する皇帝コンラドゥスの勅法」第1節、同第2巻第3章「授封及び受封はそれぞれ誰によって為されるべきか」第1節】のように、封臣に下位授封が許されているのと同じように見える。このようなことが誠実に領主を害することなく為される限り、つまり、再賃租の譲与者が下位授封者として、領主の賃租義務者であり続け、これまでと同様に賃租上のあらゆる権利と負担によって制約

を受けている場合には、当慣習法が封ではなく賃租についてこれが為されることを禁じていない以上、許されるというのである。

〈19.〉第二に、永借権に関して、観察者 [=グイエルムス・デュランティス] 『法の鏡』「賃貸借について」の章「次に別の云々」の節第105行、勅法彙纂第4巻第66章「永借権について」第3法文へのヨアンネス・ファベル並びにヤーソンの注釈にあるとおり、領主の同意を得て再永代賃借を為すことができるという点も理由とされる。しかし、我々の王国の慣習法上、譲渡について上級所有権者の同意は要求されず、領主の権利は当然に維持される。慣習法上このように運用されていることは、法学提要第3巻第24章「賃貸借について」第3節へのヨアンネス・ファベルの注釈第2段が、永借人は領主の同意と審尋無しに永代賃借を為し得ると述べているし、続くに二つの段落では恐らく次のように述べていると思われる。すなわち、上級所有権者が様々に異なる観点において複数存在し得ること、そして、第一の永代賃借譲与者が第一永借人に対して永代賃借上の権利を有しており、第二の永代賃借譲与者は第二永借人に対して全ての権利を有し、以下も同じであること、である。そして、教皇庁控訴院の諸賢もまた明確にこのように解しており【『教皇庁控訴院判決集』判決862。この判決は賃貸借の章に収録された最初の判決である】、ソキヌス『助言集』第2巻助言256及び261も同旨である。

〈20. 封臣は下位授封できるが賃租義務者は賃租としての譲与はできない。〉以上とは反対に、封の場合と賃租の場合は別であると解すべきである。封については、慣習法が、封臣に、信義を保つ限り、如何なる方法にせよ思うままに封を処分することを許しているからというのが【前記第51条】、そのような区別の根拠である。従って、下位の封臣その他、封臣と関係を結んでいる者は、譲与者が信義を保ち、あるいは、封が空地となって譲与者から没収されることなく、あるいは、空地が補充される限り【前記第51条、第54条、第55条】、上位の封主の介入を受けることはない。一方、慣習法がこのような許容を明示しておらず、賃租義務者が次の者を下位の賃租義務者とすることを許していない賃租については事情が異なる。このように、慣習法上、封と賃租とは別異に扱われているのである。この点は前掲ヨアンネス・ファベルの法学提要第3巻第

24章第3節注釈の第3段「但し云々」の行で論証されている。それによれば、慣習法は、封について、様々な封主、封臣、封に関する個々の権利に関わる者の下位の段階を認めているが、賃租についても、永代賃借についても、このような下位の段階は認められていないとされる。従って、最初の賃租領主のみが、賃租誓約、承認礼金、違約罰を求めること、つまり、授封を行い領主権を享受することができる。

〈21. 永代賃借における最初の領主の同意を求めるべきであり、承認礼金はこの者にのみ支払われねばならない。〉永代賃借について、諸博士が至る所で、最初の領主のみが同意を求められ、この者にのみ諸権利や承認礼金が帰するとしている点も論拠となる。例えば、学説彙纂第14巻第6章「マケドー元老院議決について」第14法文へのグイエルムス・デ・クネオー、アルバリクス〔・デ・ロサーテ〕、バルドゥス、パウルス〔・デ・カストロ〕の各注釈、観察者『法の鏡』「賃貸借について」の章「次に別の云々」の節第195行及び第126行、勅法彙纂第4巻第66章第3法文への標準注釈及びあらゆる人々の注釈の注釈、中でもヤーソンの詳細な注釈、学説彙纂第39巻第2章「未発生損害、家屋の軒及び突起部について」第15法文第26節へのバルトルス、アレクサンデル〔・デ・タルタグニス〕の注釈、勅法彙纂第4巻第28章「マケドー元老院議決について」第4法文へのバルドゥス、〔バルトロマエウス・デ・〕サリケトの注釈、別書第3巻第18章「賃貸借について」第6節へのヨアンネス・アンドレアエ、ヨアンネス・デ・イモラ、フィレンツェの枢機卿〔＝フランキスクス・ザバレラ〕の各注釈、学説彙纂第41巻第2章「占有の取得及び喪失について」第3法文第5節へのヤーソンの注釈、ヤーソン『助言集』第1巻助言176第1段及び助言180第1段、ソキヌス『助言集』第2巻助言256及び助言261がその旨述べている。また、これらの見解、並びに、後記旧第55条第1注釈第166番で私が述べた点から、ニコラウス・ボエルス『ベリー慣習法注解』「封及び賃租について」第22条注釈で主張している点も説明がつく。従って、前章第1条第7注釈で述べたように、同一の封に下位の封主が複数存在しているからといって、同一の賃租地に同じように複数の賃租領主が存在することはなく、一人の賃租領主、あるいは、同順位で競合する複数の賃租領主がその持分割合に応じて、存在し得

るにすぎないというのが結論である。そしてこの点は、ロリス慣習法第27条、ニヴェルネ慣習法「賃租、賃租地、並びにその諸権利について」の章第12条、オーヴェルニュ慣習法第21章第4条、サンス慣習法第236条、トロワ慣習法第56条、オルレアン慣習法第131条、アミアン慣習法第33条、プロワ慣習法第127条、ブルゴーニュ慣習法「賃租について」第53条、ブルゴーニュ伯領慣習法「買戻しについて」の章第81条、ブルボネ慣習法第333条において明確に定められている。その他の諸慣習法も同じであり、明示の規定がなくとも黙示にその旨定められていると解されるので、これは、後記第78条第1注釈第71番で述べたとおり、当王国の一般的な慣行であり慣習法とも言える。

〈22.〉それでは、定期金義務者が、実際に、自らを領主とする賃租、あるいは、領主権に基づいて支払われるべき賃租のために供与したり売却したりした場合はどうであろうか。解答：契約法上は無効である。なぜなら、契約が有償である以上、全体としてあるいは当事者何れにとっても存続し難く、全て効力が失われるからであり【学説彙纂第18巻第5章「売却の解除について、及び、如何なる場合に購入を撤回できるか」第5法文、同第2章第13法文、勅法彙纂第8巻第43章「弁済及び免除について」第1法文に対するピリップス・デキウスの注釈第1段】、前掲ニヴェルネ慣習法第12条のように、その旨明示的に規定する慣習法もある。従って、諸慣習法がしばしば規定しているとおおり、最初の賃租領主の追認がない限り、契約前の状態に戻り、追認があれば有効となる。

〈23. オーヴェルニュ慣習法の解明。〉ところで、前掲オーヴェルニュ慣習法の条文は、あらゆる追加負担は領主の同意無しに企てられ行われると規定しているが、判決によって企てがはっきり確定されるとの条件を慎重に付け加えるという制限策が当該慣習法について取られない限り、これは過酷であり不適切である。つまり、判決の確定に至るまで被告が強情に主張し続けている場合のみ当てはまるのであって、被告が予め通知を受けなかった領主に許しを得たり、あるいは、契約そのものが無効であるとの判決を受け入れて契約相手を納得させたりした場合はこの限りではなく、この場合、契約相手は譲与物を受け取りつつも、当慣習法に反して締結した契約を撤回したと見なされる。賃租義務者が、オーヴェルニュ慣習法に基づいて、自らのために、単純な定期金を他

人に譲与したり、他人に支払われるべき賦課定期金を設定したりする場合はこれに相当する。というのも当慣習法は定期金一般について規定しているからである。

〈24.〉ところで、賃租義務者が自らのために再賃租として譲与した場合でも、この賃租を、領主としての賃租権ではなく単純な土地定期金の権利とみなしたい旨表明するならば、問題は簡単に解決される。これに対して、これらの慣習法が、他人から賃租を課されることを承認した賃租義務者に関するものであると主張する人々は明らかに誤っている。というのも、それは、封ではないのはもちろん、領主権に基づく賃租でもなく、それ故また、前記第1条第5注釈第22番以下で詳しく述べたとおり、上級所有権者をその所有権、占有権、準占有権の何れにおいても害しないし、誤った承認者自身を害することもないからである。本当のところ、諸慣習法の中には、ブルゴーニュ慣習法やオーヴェルニュ慣習法のように、賦課された負担あるいは定期金についても、当然その承認も含めて雑然と言及するものが存しているのである。しかしそれらはここでの問題ではない。